

中道志川トラスト協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中道志川トラスト協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、神奈川の水源としての母なる川、道志川が未来の世代に末永く継承されるため、趣旨に賛同する人々の手で川のトラスト運動（稚あゆの放流、河川美化等）を展開し、自然との共生の象徴として、あゆと清流の復活を目指す様々な活動を行い、道志川の水質保全及び河川美化を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の所在地は、相模原市緑区中野6-3-3番地、相模原市津久井地域環境課とし、事務局を置く。

(活動)

第4条 本会は、川のトラスト運動や道志川の清流を守る活動を中心に、次の活動を行う。

- (1) 川のトラスト運動の啓発、推進
- (2) 稚あゆの放流
- (3) 魚族の保護観察
- (4) 流域の環境保全
- (5) 河川美化活動
- (6) 交流会
- (7) 会報の発行
- (8) その他目的の達成に必要な事項

2 本会の活動する中道志川の範囲は、奥相模湖の下流から津久井湖までの区域とする。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の会員は、主旨に賛同する個人、法人・団体及び協賛会員で構成する。

2 流域の地域振興協議会（青根、青野原、串川）及び中央地区自治会連絡協議会の各代表は、特別会員とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 25名以内
- (5) 監事 2名

(会長、副会長)

第7条 会長、副会長は理事会において選出する。

(理事、監事)

第8条 理事は、別表に定める各地区の会員の中から選出する者及び特別会員とする。

2 監事は会員から選出し、会計の監査を行う。

(顧問)

第9条 本会に必要な応じて顧問を置くことができる。

(役員任期)

第10条 各役員任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。総会は年1回開催するものとし、必要に応じて臨時に開催することができる。理事会は、会長が必要と認めた場合これを開催することができる。

(総会)

第12条 総会は、会長が召集し、総会の議長は、会員から選出する。

2 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 役員選任
- (4) 規約の変更
- (5) 会費の決定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に認める事項

(理事会)

第13条 理事会は、第6条に規定する役員及び第15条に規定する専門部会長をもって構成し、会長が召集し、議長となる。

2 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会議案
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(議決)

第14条 総会は、個人会員及び法人・団体会員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状出席を認める。

2 総会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状出席を認める。

4 理事会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第15条 本会は、第4条の事業を推進するために専門部会を置く。

2 専門部会は、魚族放流部会、環境保全・啓発部会、体験交流部会とする。

3 各専門部会に部会長を置く。

第4章 会計

(会費)

第16条 本会は、会費、市補助金（中道志川トラスト基金からの繰入金）、その他の収入をもって運営する。

2 会費は年会費とし、次のとおりとする。

(1) 個人会員は、3,000円とする。

(2) 法人、団体会員は、1010,000円とする。

(3) 協賛会員は、101,000円とする。

3 特別会員は、会費を徴収しないものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成11年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

地区（流域団体を含む）			
青	根	地	区
青	野	原	区
鮎	子	自	治
青	山	自	治
鮎子、青山以外の串川地区			
三	ヶ	木	区
三	太	の	里
津久井湖の自然を守る会			
あ	ゆ	親	会
あ	ゆ	舞	会
そ	の	他	区